

取締役会改革と役員の法的責任

～ グループ経営時代を踏まえた

「取締役会のあり方」 / 取締役会の役割・責務 ～

開催要領

日時 2018年11月13日(火) 13:30～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

大手門法律会計事務所 弁護士 公認会計士 公認不正検査士 樋口 達 氏

(講師略歴)

1993年東京大学経済学部経済学科卒。1993年監査法人トーマツ入所。1997年公認会計士登録 2002年弁護士登録 2012年公認不正検査士登録。2018年9月まで成和明哲法律事務所パートナー。2018年10月に大手門法律会計事務所を開設予定。(主な著書)「実例に学ぶ 企業の実情を踏まえたガバナンスの開示」「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」「会計不正が株主総会に与える影響の事例分析」(別冊商事法務 No.390)「法務 Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」「会社役員が知っておきたい 会計不正のはなし」「IFRSで企業法務が変わる」(中央経済社)「取締役の善管注意義務のはなし」「新会社法 企業再編の要点」(商事法務)「敵対的買収と企業防衛」(日本経済新聞社)『100分でわかる企業法務』(角川 One テーマ 21)など

ご参加頂きたい方

法務部門、監査部門、経営企画部門等に所属され、
取締役会改革と会社役員の法的責任について実務の観点から学びたい方

■受講料: 1名(税込み、資料代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181628-0303		取締役会改革と役員の法的責任	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			

【開催にあたって】

11月13日

(火)

13:30

「取締役会のあり方」が問われています。コーポレートガバナンスに対するステークホルダーの関心の高まりの中で、コーポレートガバナンスの中核を担う取締役会の改革は急務となっています。近年、企業経営が多角化、グローバル化する中で、子会社・関連会社を多数抱える企業が増え、いわゆるグループ経営が当たり前の時代となっていますが、そのリスクとして、グループ会社による不正・不祥事が発生した際は、親会社のレピュテーションのみならず、業績等にも大きな影響が及んでしまう事があります。

グループ会社をどのように管理するかは、企業にとって、最重要課題の1つと言っていいでしょう。そこで、本セミナーでは、このようなグループ経営時代を踏まえ、取締役会を中心に、企業のガバナンスをどのように改革していくべきか、また、そこから派生する役員の実務等への影響など、実務的に問題となりうる点について解説していきます。

1 コーポレートガバナンスをめぐる近時の議論の流れ

～取締役会に関する論点を中心に～

- ・経済産業省CGS報告書の公表およびCGSガイドラインの策定
- ・CGコードの改訂
- ・会社法改正の議論 など

2 取締役会の役割・責務

- ・最高経営責任者の選解任
- ・役員報酬
- ・相談役・顧問制度

3 取締役会の運営

- ・審議事項 ～取締役会付議基準のあり方～
- ・取締役会資料のあり方
- ・審議の活性化のための取組み 適切な審議項目の設定など
- ・情報収集 ～不正・不祥事関連情報の入手～ 内部通報制度の活性化

4 取締役の責任

(1) 取締役の善管注意義務とは？

- ・経営判断の原則
- ・内部統制構築義務
- ・グループ経営における子会社管理責任

(2) 取締役の取るべき行動 ～ケースに分けて、裁判例を分析・検討～

- ・実際に不正が行われていることを認識
- ・不正の兆候を発見
取締役にどのような義務が発生するか？開示は？
責任を問われないポイントは？
- ・不正の兆候を認識していなかった場合
責任が発生しないと言えるのか？注意すべきポイントは？

5 取締役会評価

課題抽出のためのプロセス：目的・主体・項目・時期など

6 まとめ

途 中
休 憩
あ り

17:00